

「たばこ火災被害の低減対策に関する検討会」
第2回議事概要

1 日時

平成24年8月17日（金） 10:00～12:00

2 場所

全国都市会館第3会議室（東京都千代田区平河町2-4-2）

3 出席者

委員長 室崎益輝	関西学院大学総合政策学部教授
委員 安藤 勝	千葉市消防局予防部長
委員 伊藤克巳	東京消防庁防災部長
委員 稲毛義人	全国たばこ販売協同組合連合会副会長
委員 井上 哲	社団法人日本たばこ協会代表
委員 河村真紀子	主婦連合会事務局次長
委員 志手隆之	大阪市消防局予防部長
委員 次郎丸誠男	危険物保安技術協会特別顧問
委員 菅原進一	東京理科大学大学院総合研究機構教授
委員 辻 了介	社団法人日本たばこ協会代表
委員 鶴田 俊	秋田県立大学システム科学技術学部教授
委員 野村 歡	元国際医療福祉大学大学院教授
委員 樋口孝利	全国消防長会事業部長
委員 樗澤靖彦	社団法人日本たばこ協会専務理事
委員 松原美之	消防庁消防研究センター所長
委員 山下和人	社団法人日本たばこ協会代表
オブザーバー 矢花渉史	財務省理財局総務課たばこ塩事業室長【代理】水谷剛氏

4 議事概要

- ・第1回の議事概要で、委員長から「たばこ火災を減らすためには、マナーや寝具の防災化の問題などと総合的に考え、方針のコンセプトを確立したうえでたばこそのものの規制を考えるべき」といったご発言があったかと思う。
- 議事録を再度確認し、漏れていたようであれば追記する。
- ・米国におけるRIP研究の中で、経済など社会的影響についての研究結果について知りたい。この検討会は社会的影響が大きいと思われるからこそこうやって検討していると認識しているが。
- 新たなたばこの製品開発をすることは、社会的、経済的影響はそれほど大きいものではないのではという内容。つまり、突然たばこの販売量が落ちたり、税収が減少したりということはそれほどないのではないかという研究結果となっている。
- ・6月の試験結果（JT実施）を見ると、RIPのほうが燻焼継続率の高いものもあるが。
- ・燻焼継続回数をRIPと非RIPで比較する際、立ち消えたものを含めないというのは、RIPの効果を考えるとそもそもおかしいのではないか。立ち消えることで火は消えたと捉えるのが一般的な見方では。
- ・6月の試験実施時の湿度はどうだったのか。年間を通してみると、6月は湿

度が高く、火災の起こりにくい時期では。

→一覧中 3にあるように、低湿度でも実施したが、それほど結果に差は出なかったように見えた。

- ・国内のたばこ市場は、委員として参加している 3 社以外にも 7 社の海外メーカーのたばこが売られており、銘柄数にして 30%ほどを占めている。もし R I P 規制が導入されると、それらのメーカーが企業としての存続の可否、また貿易上の障壁といったことが懸念される。
- ・米国での研究内容を見ると、たばこからの布地への着火時間だったり、重量燃焼率が問題となっているが、それらだけで多岐にわたるたばこ火災を捉えていると考えていいのか。

→たばこ火災は実験として再現する場合、理論的に追及しづらいところであり、これだと言い切れるものがない難しさがある。

- ・現実的に不可能なことを議論するつもりはないが、国際的な規格が定められており、世界でもある程度理解が得られている以上、火災を 1 件でも減らすためには導入すべきことであると考え。
- ・立ち消えについては、それぞれの立場から議論があるが、立ち消えすることは火災を防ぐための大きなファクターであると考え。また、事故というのは様々な要因が絡み合って発生するものであり、その事故を防ぐために今まで多くの製品の設計が改良され事故は減ってきている。たばこだけ嗜好品などという理由で改良しないのはおかしいのでは。効果がどれほどかというより少しでも効果があることが分かっているのであればそうすべき。
- ・たばこを持っている時に消えてしまう「立ち消え」とどこかに置いた時に消えてしまう「置き消え」について、立ち消えはしないが置き消えするたばこというものは学問上あり得ると考える。ただ、現状それらを厳密に区別することは難しく、また、立ち消えが火災安全に貢献していることは事実である。
- ・各論点における JT としての意見は、後日あらためて書面にて提出する。
- ・協議会からの繰り返しとなるが、立ち消えが消防の見地からすると火災予防上効果があっても、メーカーからするとクレームの対象となり容認することはできない。
- ・仮に規制することとなった場合、消費者が R I P は火災に対し安全という意識を持ってしまわないよう注意する必要がある。EU では、規制導入によってクレームが 7 割増えたという事実もあることから、R I P に対し、過剰な期待をしないこととその必要性について継続して検証していくつもり。
- ・既に導入している外国、特に先行して導入した米国ニューヨーク州の状況をよく検証したうえで、我が国でも導入を議論すべきである。他国で導入しているから日本でも、とするべきではない。
- ・論点 6 中に「まずは国際基準や慣行に基づいた規制を導入し、その効果について確認することとしては・・・」とあるが、もしこの記述が、国内で規制導入後、効果が確認できなかった場合、規制をさらに強化していく、という意味であるならば、現在のたばこの基本性能を将来的に否定する可能性があるため受け入れることはできない。また、国際基準といっても、R I P で使われているバンドは世界で 2 社の製紙メーカーのみが製造しているものであり、前回検討会で意見のあった日本独自の技術を開発するというのも一案と考える。ただし、米国の R I P 研究が 20～30 年要したことを踏まえる

とかなり本気で取り組んでいく必要があるが。

- 今年、東京消防庁管内の住宅火災は、住宅用火災警報器の設置が進んでいるにもかかわらず増えている。それぞれの火災原因調査の内容を見ると、「75歳以上」「一人暮らし」「たばこ」がキーワードとなっていることから、たばこに対する何等かの対応は当然だと考えている。
- R I Pの試験基準にある「全長燃焼するたばこが25%以下」は、たばこメーカーに最大限配慮した結果だと考えられる。メーカーは、その意図を汲み取るべき。
- R I Pだけでたばこ火災をなくせるとは思っておらず、論点8にあるように総合的に取り組んでいくことは当然である。また、それとあわせてたばこ火災をより詳細に分析するため、10の5乗とか6乗くらいの回数でたばこを燃焼させる実験が必要だと感じている。
- R I P導入という規制は、検討会の趣旨からすると一歩前進であることは間違いないが、その一歩がどれほどのものかというのはもっと様々な意見や知見を集約していく必要がある。

以上